

保護具着用管理責任者教育の実施について（ご案内）

一般社団法人四日市労働基準協会

令和4年5月改正の労働安全衛生規則第12条の6（※1）におきまして、保護具着用管理責任者の選任等に関する規定が新設され、令和6年4月から、「化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければならない」と定められました。

保護具着用管理責任者の選任に当たっては、令和4年5月31日付け基発0531第9号通達において、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」（※2）から選任すること。その場合であっても、保護具着用管理責任者教育を受講することが望ましいこと。また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」（※2）から選任することができない場合には、保護具着用管理責任者教育を受講した者を選任することとされました。

当協会では、四日市労働基準監督署のご指導のもと、令和4年12月26日付け基安化発1226第4号通達において示された「保護具着用管理責任者に対する教育実施要領」（※3）に基づき、「保護具着用管理責任者教育」を下記のとおり実施しますので、保護具着用管理責任者になろうとする方に受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1 講習開催日（終了済を除く。）

- 2024年5月22日（水）午前9時00分～午後4時40分
- 2024年6月25日（火）午前9時00分～午後4時40分
- 2024年7月29日（月）午前9時00分～午後4時40分
- 2024年8月27日（火）午前9時00分～午後4時40分
- 2024年10月28日（月）午前9時00分～午後4時40分
- 2024年12月4日（水）午前9時00分～午後4時40分
- 2025年1月29日（水）午前9時00分～午後4時40分

2. 場 所 四日市市西浦一丁目1-10 一般社団法人四日市労働基準協会1F会議室

3. 科 目 ① 保護具着用管理（30分）

② 保護具に関する知識（3時間）

③ 労働災害の防止に関する知識（1時間）

④ 関係法令（30分）

⑤ 保護具の使用方法等（実技）（1時間15分）

4. その他 受講に当たっては、開催日ごとの受講案内をご確認ください。

(※1) 労働安全衛生規則第12条の6

第1項

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならない。

- 一 保護具の適正な選択に関すること。
- 二 労働者の保護具の適正な使用に関すること。
- 三 保護具の保守管理に関すること。

第2項

前項の規定による保護具着用管理責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 保護具着用管理責任者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。
- 二 保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者(※2)のうちから選任すること。

(※2) 令和4年5月31日付け0531第9号通達 記の第4の2の(2)

「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」には、次に掲げる者が含まれること。なお、次に掲げる者に該当する場合であっても、別途示す保護具の管理に関する教育(※3)を受講することが望ましいこと。また、次に掲げる者に該当する者を選任することができない場合は、上記の保護具の管理に関する教育(※3)を受講した者を選任すること。

- ① 別に定める化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ② 9(1)ウに定める作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ③ 法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ④ 安衛則別表第4に規定する第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ⑤ 安衛則別表第1の上欄に掲げる、令第6条第18号から第20号までの作業及び令第6条第22号の作業に応じ、同表の中欄に掲げる資格を有する者(作業主任者)
- ⑥ 安衛則第12条の3第1項の都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を終了した者その他安全衛生推進者等の選任に関する基準(昭和63年労働省告示第80号)の各号に示す者(安全衛生推進者に係るものに限る。)

(※3) 保護具着用管理責任者に対する教育の実施について（令和4年12月26日付け
基安化発 1226 第4号通達）

別表

保護具着用管理責任者教育カリキュラム

学科科目	範囲	時間
I 保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	30分
II 保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
III 労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	30分
実技科目	範囲	時間
V 保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

(合計 6時間)